

COP7 の概要（速報）

平成 13 年 11 月 13 日
(財)地球産業文化研究所

京都メカニズム・吸収源活動

COP7 で最も注目された京都メカニズムの運用ルールは、事務レベル協議に続く閣僚級会合においても、メカニズムに参加するための適格性条件や吸収源の報告について、また CDM で得られたクレジットのバンキングの問題などでの意見の隔たりが大きく交渉が難航したが、南アのムーサ氏、スイスのロック氏が交渉の調整役となり徹夜の交渉を続けたの結果、11 月 10 日早朝に最終的な合意が成立した。以下に交渉の争点になった部分をいくつかの抜粋する。

- ◆ 京都メカニズムの参加要件として、締約国は議定書 5 条 1 項、2 項及び 7 条 1 項、4 項に基づく方法論と報告の必要条件を遵守すること。
- ◆ 京都メカニズムの参加要件として、締約国は議定書 5 条 2 項、及び 7 条 1 項に基づき排出目録を報告する。第一約束期間は温室効果ガスの目録の部分と吸収源に関する目録の提出を遵守すること。
- ◆ 締約国は「約束期間の内部留保」の水準を下回る移転はしてはならない。
- ◆ 締約国は、吸収源活動による除却量の計算で 8 条に基づく専門家検討チームにより疑問があった場合、あるいは 7 条に関する指針に従って計算される限界値を調整量が上回った場合は、実施に関する疑問が解決されるまで吸収源活動に対するクレジットを(RMUs)を発行できない。
- ◆ 割当量やクレジットの繰越(バンキング)は、AAUs は無制限に繰越可能、CERs 及び ERUs は議定書 3 条 7 項、8 項に基づく当該国割当量の 2.5%相当まで。RMUs は繰越できない。
- ◆ 割当量(AAUs)やクレジット(CERs・ERUs・RMUs)は登録簿間及び登録簿内で移転可能。

CDM 理事会の選出

- ◆ 今回の注目点であった CDM 理事会については、日本は非附属書 国の一枠を確保し、(独)経済産業研究所理事長、兼(財)地球環境産業技術研究機構顧問で元通商産業省審議官の岡松氏が選出された。CDM 理事会は 11 月 9 日に第一回会合を開き、アッシュ氏(アンティグアバブーダ)が初代議長に、岡松氏が副議長に就任した。第二回会合は 2002 年 1 月にボンで開催される予定。

ロシアの吸収源に関する提案

- ◆ ロシアの議定書 3 条 4 項森林管理による吸収源の増大の提案については、満額要求が受け入れられる形で合意され、何人かの代表者はロシアは吸収源で「良い分け前」をもらったと報じられている。

5.7.8 条問題（各国の排出量や吸収量の推計、報告、専門家による検討に関する手続）

- ◆ 排出割当量の算定や排出枠の登録簿要件を含めた排出枠の移転・獲得手続を定めた 7 条 4 項の指針が決定した。
- ◆ 排出目録上の問題により京都メカニズムの参加資格が失効する場合の具体的基準が決定。
- ◆ 削減目標にあたって締約国がとる政策及び措置の途上国への悪影響のに関する報告を毎年実施する。また、補完性の報告も実施しなければならないが、どちらも締約国のメカニズムの参加資格との関連はなし。

遵守

- ◆ 議定書の義務不履行に対する法的拘束力は議定書発効後の第 1 回締約国会議 (COP/MOP-1) で決定する。
- ◆ 京都メカニズムの参加資格条件を失効した締約国に対しては、遵守委員会執行部が資格失効の原因の問題が未解決であると決定しない限りは当該国の参加資格が回復する。
- ◆ 排出削減目標未達成時の結果としての排出量取引によるクレジット移転の禁止については、遵守委員会執行部が次期約束期間における当該国の遵守の見通しが示されていないと決定しない限りは移転資格が回復する。
- ◆ 報告義務の不遵守に対する結果については、5 条・7 条の遵守行動計画の作成・提出が義務づけられる。ただし、遵守委員会執行部による追加的な措置は課されない。

途上国の参加問題

- ◆ 開式プレナリーで COP7 議長預かりとなり各国と協議を重ねていた途上国の参加問題については、途上国が新たな義務への反発が強く結論は COP8 以降に先送り。

COP8

- ◆ 次回の COP8 は 2002 年 10 月 23 日から 11 月 1 日に開催予定で、開催地にはインドが立候補しており 11 月中にも条約事務局がインド政府と協議を行うとしている。

< 交渉経過 >

事務レベル会合(10 月 29 日~11 月 6 日)

閣僚会合前の事務レベルの交渉においては、COP6 再開会合で法的文書が合意できなかった、「京都メカニズム」、「議定書 5.7.8 条」、そして「遵守」の 3 つについて交渉グループが形成されて 30 日から作業を開始した。各交渉グループは争点となる項目についてさらに草案作成グループや非公式グループを形成し長時間に渡り交渉を実施した。

遵守；交渉グループ(Slade 共同議長；サモア、Dovland 共同議長；ノルウェー)；不遵守の場合に「法的拘束力」を持たせるかどうか論点となった。ボン合意の遵守の帰結は

「法的拘束力」を持ち、京都議定書発効後の京都議定書締約国の会合として機能する第1回締約国会議(COP/MOP-1)で採択のみを行うとする EU、及び G/77 中国と、日本を含むアンブレラグループは「法的拘束力」を持つかどうかは COP/MOP-1 に決定を委ねるとして初日から鋭く対立した。また、締約国の義務の履行状況に対する他の締約国の疑義の申立方法や、履行情報の検討段階での情報公開、遵守委員会の業務・権限範囲などにおいて意見の対立が見られた。11月1日以降あまり進展は報告されず、その行方が注目されたが「法的拘束力」に関しては COP/MOP-1 に決定を委ねることに EU、途上国側が妥協し、一方その他の部分では先進国側が妥協する形で他の交渉グループに先立ち閣僚会合前の11月6日に包括合意された。しかし、京都メカニズムの交渉グループにおいて、「法的拘束力」のある遵守メカニズムを受け入れた締約国のみが京都メカニズムで割当量やクレジットを移転・獲得できるとする提案をめぐって、最終日までアンブレラグループと他のグループの意見の隔たりが埋まらず COP7 の最後の懸案事項となった。

議定書 5.7.8 条；交渉グループ(Dovland 議長；ノルウェー)；各国に課される排出実績量(目録)等の報告内容やこれに関する国際機関の審査・検討のすすめ方をどう設計するかが大枠の論点であった。細かい点では、国内活動に補足的な活動、吸収源活動、活動のための政策や措置の他の締約国に及ぼす悪影響の報告方法の問題に加えて、この報告の義務履行と不遵守と京都メカニズムの使用の適格性との関連などが争点となった。また、割当量の計算方法を定めている議定書 7 条 4 項の部分については、京都メカニズムや遵守の交渉グループと関連が深いという認識で交渉がすすめられ、この部分だけ別個に文書が作成された。この文書には国内登録簿の要件や繰越、いわゆるバンキングについても記載されている。閣僚会合開始後も交渉グループでの協議は続けられ、最終的に吸収源、中国から提案のあった一人あたりの排出量の格差の是正について、また議定書 3 条 14 項の悪影響の報告についての問題や、締約国の義務の実施の報告や検討に対する疑義に関する問題が最終的に閣僚会合に決定を委ねられた。

京都メカニズム；交渉グループ(Estrada 共同議長；アルゼンチン、Chow 共同議長；マレーシア)；この交渉グループの論点は多岐に渡った。メカニズムを使用するための適格性、CDM や JI の事業の登録からクレジット獲得に至るまでの手続や関係機関の組織や業務・権限の範囲や吸収源活動の定義付けなどである。CDM のベースラインなどにおける理事会の役割については早々に閣僚会議に委ねられた。複数の非公式グループや草案作成グループで作業をすすめ数多くの条項について合意を見た。11月8日夕刻に交渉を反映した決定書草案が配布され、最終的に約束期間の内部留保に関する項目やメカニズムの適格性条件、クレジットのバンキング可能性と移転可能性、吸収源活動から生じる除去ユニット(RMUs removal units)の発行や取消のについてなどが閣僚会合の争点となった。

閣僚会合(11月7日~11月10日)

7日に各国の閣僚の声明のあと、早速、交渉グループで難航した条項や政治的な決定を要する条項などの各国閣僚・高官による協議が本来の会期を超えた11月10日 土曜日の早

朝まで断続的に行われた。11月8日以降の交渉の状況は ENB や各種報道によると以下の通りであった。

◇ 11月8日 木曜日。ムーサ氏(南ア)、ロック氏(スイス)によりメカニズムと遵守と5.7.8条の包括取り決めの議論が開始。

◇ 11月8日 木曜日 10:30pm、アンブレラグループを除きすべての地域グループが包括取り決めに合意。

◇ 11月8日 木曜日 11:30pm、閣僚がアンブレラグループがコンセンサスに加わるか聴聞するために再会合。

◇ 日付が代わって11月9日 金曜日 1:00am、進展なし。9:00am に再度会合することとする。

◇ 11月9日 金曜日 6:45am でも進展はなく、適格性、吸収源、3条14項(悪影響)の論争はそのまま。

◇ 11月9日 金曜日深夜のプレナリーで組織上の問題や補助機関の草案を採択。

◇ 11月10日 未明、日本などに対するムーサ氏とロック氏より譲歩提案が提示。

◇ 本来の会期を過ぎた11月10日 土曜日早朝；閣僚会合が継続される。閣僚と高官は交渉に缶詰状態。最後の争点は「遵守とメカニズム適格性の連携」。木曜日に議長から出された「法的拘束力のある遵守メカニズムを受け入れることがメカニズムの参加資格」とする提案に日本を含めたアンブレラグループが反発。

◇ 11月10日 土曜日 6:00am、長引いた交渉の結果、合意が成立。疲れ果てた代表団は閉会プレナリー参加。最終合意が木曜日の提案からアンブレラグループにかなり歩み寄ったものだと語った。

以上
地球環境対策部 高橋 浩之